五十八　陸上自衛隊霞ケ浦駐屯地朝日分屯地

対象防衛関係施設の所在地	茨城県稲敷郡阿見町
対象防衛関係施設の区域	うずら野三丁目四十七番地
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	うずら野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	茨城県土浦市	荒川沖東一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、摩利山新田（次の図面に示す部分に限る。）及び右籾（次の図面に示す部分に限る。）
	茨城県稲敷郡阿見町	うずら野一丁目から四丁目まで、大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）、大字荒川本郷（次の図面に示す部分に限る。）、大字実穀（次の図面に示す部分に限る。）、住吉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目並びに本郷一丁目から三丁目まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十九　陸上自衛隊古河駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	茨城県古河市
対象防衛関係施設の区域	上辺見千百九十五番地
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	上辺見及び下辺見（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	茨城県古河市	旭町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、磯部（次の図面に示す部分に限る。）、大堤（次の図面に示す部分に限る。）、上辺見（次の図面に示す部分に限る。）、女沼（次の図面に示す部分に限る。）、鴻巣（次の図面に示す部分に限る。）、古河（次の図面に示す部分に限る。）、幸町（次の図面に示す部分に限る。）、下辺見（次の図面に示す部分に限る。）、下山町（次の図面に示す部分に限る。）、茶屋新田（次の図面に示す部分に限る。）、西牛谷（次の図面に示す部分に限る。）、原（次の図面に示す部分に限る。）、東本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで及び南町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十　陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	栃木県宇都宮市
対象防衛関係施設の区域	上横田町千三百六十番地
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	栃木県宇都宮市	江曽島町、上横田町及び台新田町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	栃木県宇都宮市	今宮一丁目から四丁目まで、江曽島一丁目から五丁目まで、江曽島本町、江曽島町（次の図面に示す部分に限る。）、春日町、上御田町（次の図面に示す部分に限る。）、上横田町（次の図面に示す部分に限る。）、川田町（次の図面に示す部分に限る。）、北若松原一丁目及び二丁目、城南一丁目から三丁目まで、雀宮町（次の図面に示す部分に限る。）、台新田一丁目、台新田町（次の図面に示す部分に限る。）、西川田二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目、西川田東町（次の図面に示す部分に限る。）、西原町（次の図面に示す部分に限る。）、東横田町（次の図面に示す部分に限る。）、双葉一丁目及び二丁目、緑一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、みどり野町（次の図面に示す部分に限る。）まで、宮の内一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮本町（次の図面に示す部分に限る。）、大和二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに若松原一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十一　陸上自衛隊宇都宮駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	栃木県宇都宮市
対象防衛関係施設の区域	茂原一丁目五番四十五号
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	栃木県宇都宮市	茂原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	栃木県下野市	上古山（次の図面に示す部分に限る。）